

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VI 医療保障

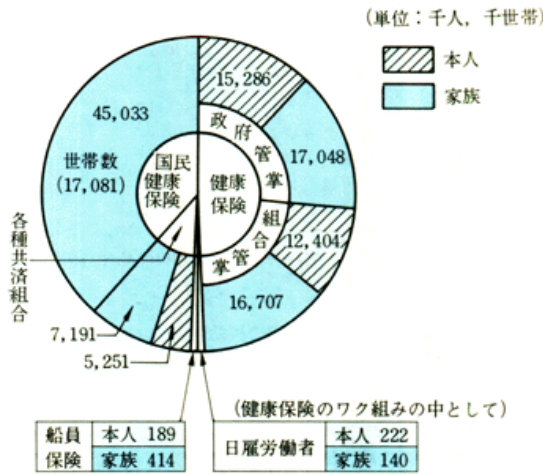
(1) 概要

我が国では、すべての国民が何らかの医療保険の対象となる国民皆保険の体制が、昭和36年4月より実施されている。

医療保険制度を大きく分けると、被用者保険(被保険者は被用者自身であるが、この被用者に扶養される者も保険の対象である。)と、一般地域住民を対象とする地域保険とになる。

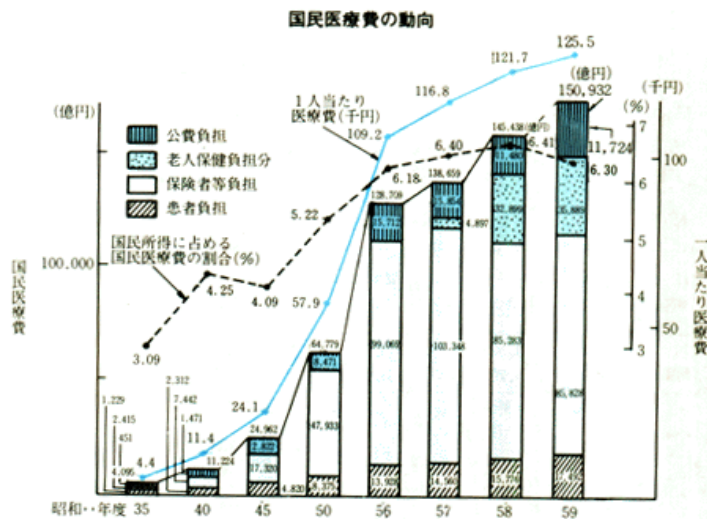
各種医療保険制度適用人員数

各種医療保険制度適用人員数 (昭和60年3月末)



厚生省保険局調べ

国民医療費の動向



資料：厚生省統計情報部「国民医療費」  
経済企画庁「昭和55年基準改訂国民経済計算」

最近の診療報酬改定及び薬価基準改正

最近の診療報酬改定及び薬価基準改正

	診療報酬の改定	薬価基準の改正
56年6月1日	医科8.4%, 歯科5.9%, 薬局3.8%, 平均8.1%の引上げ	薬価ベース △18.6% (医療費ベース △6.1%)
58年1月1日		薬価ベース △4.9% (医療費ベース △1.5%)
58年2月1日	医科0.3%の引上げ	
59年3月1日	医科3.0%, 歯科1.1%, 薬局1.0%, 平均2.8%の引上げ	薬価ベース △16.6% (医療費ベース △5.1%)
60年3月1日	医科3.5%, 歯科2.5%, 薬局0.2%, 平均3.3%の引上げ	薬価ベース △6.0% (医療費ベース △1.9%)
61年4月1日	医科2.5%, 歯科1.5%, 薬局0.3%, 平均2.3%の引上げ	薬価ベース △5.1% (医療費ベース △1.5%)

医療保険制度の現況

医療保険

		健康保険		船員保険
根拠法 (法律) 〔施行〕	健康保険法 (大11.4.22法70) (昭2.1.1)		船員保険法 (昭14.4.6法73) (昭15.6.1)	
対象	一般被用者	日雇労働者	船員	
经营主体 (昭和60.3現在)	政 府 (社会保険庁)	各健康保険組合 (1,722)	政 府 (社会保険庁)	政 府 (社会保険庁)
加入者数 (昭和60.3末現在)	1,529万 家族(1,705万)	1,240万 (1,671万)	22万 (14万)	19万 (41万)
財 源	保 率 %	4.15   8.3% 4.15   (61.3~)	3.473 (平均)	1級日額 55円 } 140円 85円 }
	本人料 計 使用者	特別保険料 本人0.3 使用者0.5 国庫補助0.2	8.097% 4.625 (60.3月末)	11級日額 765円 } 2,000円 1,235円 } (60.10~) 4.1 (57.4~)
国庫負担 (昭和61年度予算)	給付費等の16.4%	給付費の補助 13億円	給付費等の16.4%	給付費の補助 27億円
保 険 給 付	医療の給付	9割(国会で承認を受けて厚生大臣の告示する日) ※希望する医療機関における 日の翌日から8割 以上2,500円以下のとき200		
	家族療養費	入院 8割		
給 付	高額療養費	※自己負担額が5万4千円(低所得者は3万円)を超える場合、その超える ①世帯合算(同一月に3万円(低所得者2万1千円)以上の負担が複数生 ②多数回数該当世帯の負担軽減(前12か月間に高額療養費の支給が4回以 ③長期高額疾病患者の負担軽減(血友病・人工透析を行う慢性腎不全の患		
	現金給付	・傷病手当金 ・出産手当金 ・分娩費等	同左	同左

制度の現況

(昭和61年4月1日現在)

国家公務員等 共済組合	地方公務員等 共済組合	私立学校教職員 共済組合	国民健康保険	
国家公務員等共済 組合法 (昭58.12.3法82) 〔昭59.4.1〕	地方公務員等共済 組合法 (昭37.9.3法152) 〔昭37.1.1〕	私立学校教職員 共済組合法 (昭28.8.21法245) 〔昭29.1.1〕	国民健康保険法 (昭33.12.27法192) 〔昭34.1.1〕	
国家公務員及び 公社の役職員	地方公務員	私立学校教職員	農業者・自営業者等	被用者保険 の退職者
各府庁及び各公社 共済組合 (27)	各地方公務員共済 組合 (54)	私立学校教職員 共済組合 (1)	各市町村 (3,270)	各国民健康 組合 (167)
192万 (293万)	298万 (394万)	35万 (33万)	各市町村 4,154万, 国保組合 349万 〔計 4,503万〕	
3.2   6.4 5.44   3.2   10.88 5.44	3.495   6.990 6.180   3.495   12.360 6.180	3.775   7.55 3.775	(59年度1世帯当たり平均保険料(税) 年額) (103,188円) (市町村)	
事務費の全額 (公社は公社負担)	(各地方公共団体が事務費の全額負担)	事務費の一部	事務費の全額 給付費の50%   給付費の32%~52%	
一部負担金は、医療費が1,500円以上のとき100円, 1,501円 円, 2,501円以上3,500円以下のとき300円, 3,501円以上のとき1割			7割	
外 来 7割			8割 入院8割 外来7割	
額を支給する。 じた場合は、これを合算して世帯単位で高額療養費を支給 上になった時には、4回目以降の自己負担額は3万円(低所得者2万1千円) 者については、自己負担限度額は月1万円)				
同 左 (附加給付あり)			・助産費 ・葬祭費 ・育児手当金 等 (但し任意給付)	

医療保障制度の国際比較

医療保障制度の国際比較

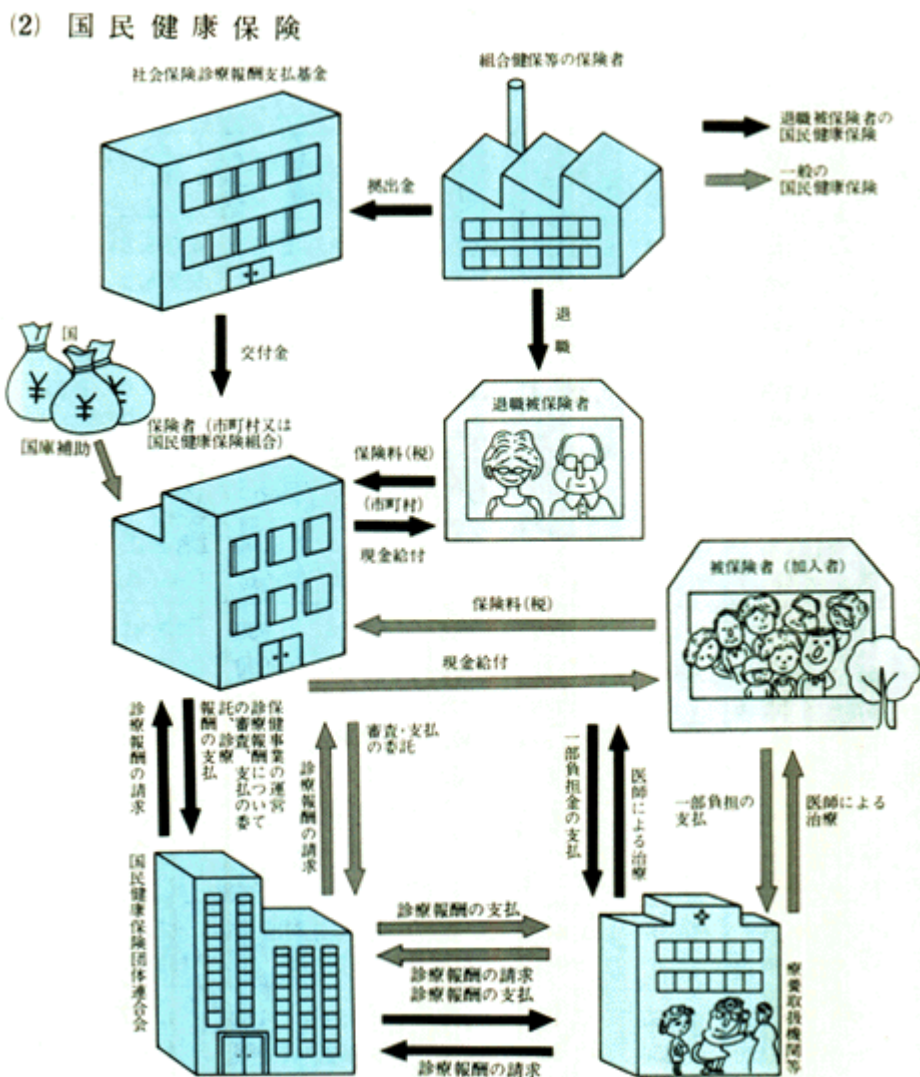
	日 本	ア メ リ カ	イギリス	西ドイツ	フランス	スウェーデン		
制度の種類	社会保険方式	社会保険方式	保健サービス (医療給付) 社会保険方式 (現金給付)	社会保険方式	社会保険方式	保健サービス (入院給付) 社会保険方式 (外来・現金給付)		
適用対象	全 国 民 ○健康保険 ：一般被用者 日雇労働者 ○国民健康保険 ：一般地域住民 被用者保険の退職者 ○他に特定地域の被用者を対象とするものとして 船員保険 各種共済組合制度がある。	65歳以上の年金受給者及び障害年金受給者、慢性腎臓患者	医療給付 ：全居住者 現金給付 ：被用者及び自営業者	職種により保険制度が異なり、一般、農業者制度に大別される。 *高所得者(年収46,800マルク以上)には強制適用されない。 適用率 約92%	職種により保険制度が異なり、一般、特別、農業、自営業制度に大別される。	医療給付 ：全居住者 現金給付 ：年収6,000フロート以上の有業権得者及び大部分の主婦		
制 度 名	政府管掌健康保険	国民健康保険	高齢者健康保険(メディケア) 入院保険 補 足 的 医療保険	国民保健サービス(医療給付) 国民保険(現金給付)	一般疾病保険制度	国民保健サービス(入院給付) 国民保険(外来・現金給付)		
	標準報酬月額 の4.15%+ 賞与等の0.3%	一世帯当たり平均年額 103,188円 (59年度)	報酬の (37,800 ドル限度) 1.35%	15.5ドル	(国民保険) 週250ポンド までの報酬の 9.00%	支払報酬の (平均)5.85%	総報酬の 5.5%	なし (自営業者は 年収の 9.5%)
財 源	標準報酬月額 の4.15%+ 賞与等の0.5%	—	同 上	—	(国民保険) 週250ポンド までの報酬の 10.45%	同 上	総報酬の 12.6%	なし 支払資金 総額の 9.5%
	保険給付費の 16.4%+ 賞与等の0.2%	給付費の 50%	なし	保険収入の約70% (連邦政府一般収入)	国民保健サービス費用の約 85%	原則としてなし	原則としてなし	全費用を 地方公共 団体と国 で負担 健康保険 費用の 約15%

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### VI 医療保障

##### (2) 国民健康保険



国民健康保険の医療給付の状況

国民健康保険の医療給付の状況

被保険者 1,000 人当たり受診件数 (受診率)								
年 度	入 院		入 院 外		歯 科		総 数	
	受 診 率	対前年 度 比	受 診 率	対前年 度 比	受 診 率	対前年 度 比	受 診 率	対前年 度 比
55	192.0	1.074	5,011.0	1.028	892.8	1.021	6,095.8	1.028
56	205.7	1.071	5,154.9	1.029	925.7	1.037	6,286.2	1.031
57	219.7	1.068	5,243.6	1.017	953.0	1.029	6,416.3	1.021
58	231.1	1.052	5,212.3	0.994	940.9	0.987	6,384.3	0.995
59	245.0	1.060	5,388.3	1.034	964.7	1.025	6,598.0	1.033
診 療 1 件 当 た り 日 数								
年 度	入 院		入 院 外		歯 科		平 均	
	1 件 当 た り 日 数	対前年 度 比	1 件 当 た り 日 数	対前年 度 比	1 件 当 た り 日 数	対前年 度 比	1 件 当 た り 日 数	対前年 度 比
55	20.27	1.014	2.92	0.983	2.94	0.980	3.47	0.997
56	20.43	1.008	2.88	0.986	2.91	0.990	3.46	0.997
57	20.56	1.006	2.89	1.003	2.86	0.983	3.47	1.003
58	20.71	1.007	2.87	0.993	2.92	1.021	3.52	1.014
59	20.70	1.000	2.82	0.983	2.93	1.003	3.50	0.994
診 療 1 日 当 た り 診 療 費								
年 度	入 院		入 院 外		歯 科		平 均	
	1 日 当 た り 診 療 費	対前年 度 比	1 日 当 た り 診 療 費	対前年 度 比	1 日 当 た り 診 療 費	対前年 度 比	1 日 当 た り 診 療 費	対前年 度 比
55	10,936 <sup>㊦</sup>	1.053	3,182 <sup>㊦</sup>	1.076	3,399 <sup>㊦</sup>	1.115	4,637 <sup>㊦</sup>	1.090
56	11,480	1.050	3,308	1.040	3,693	1.086	4,934	1.064
57	11,944	1.040	3,521	1.064	3,847	1.042	5,269	1.068
58	12,129	1.015	3,725	1.058	3,968	1.031	5,544	1.052
59	12,456	1.027	3,823	1.026	4,119	1.038	5,757	1.038

厚生省保険局調べ

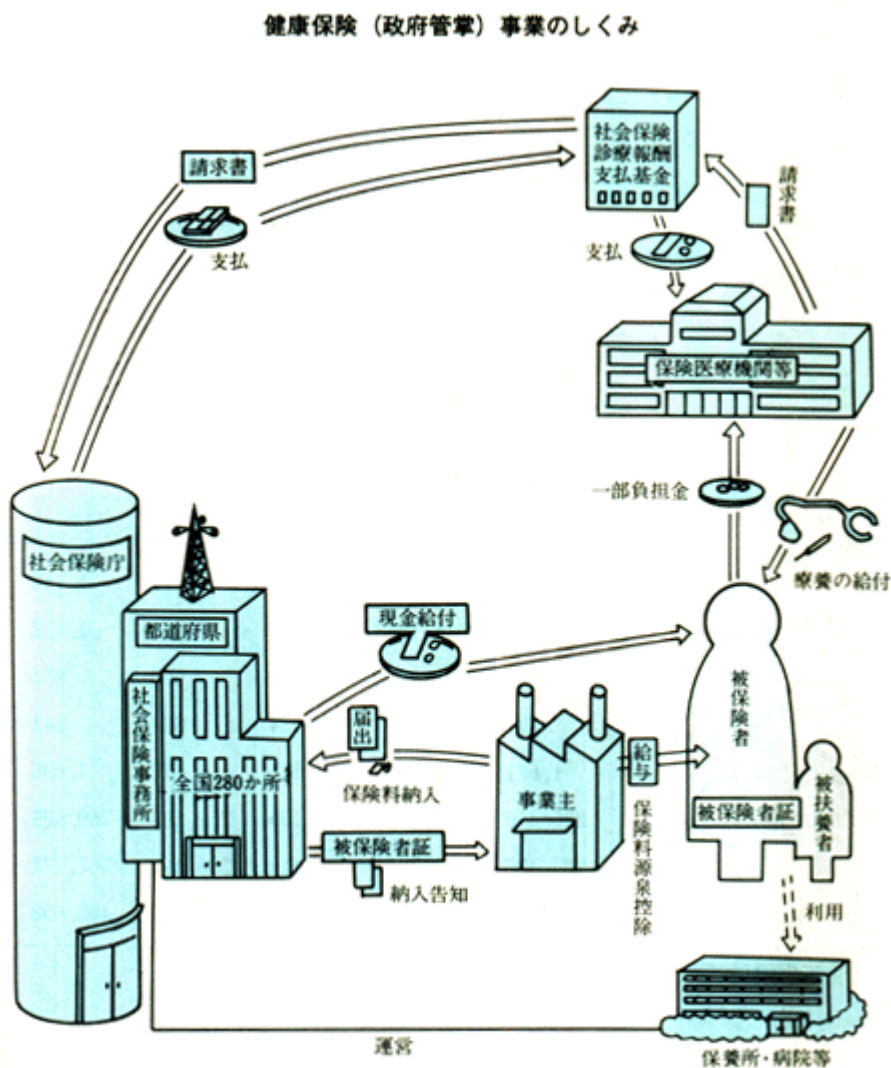
## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### VI 医療保障

##### (3) 健康保険

### 健康保険(政府管掌)事業のしくみ



- (注) 1. 組合管掌健康保険の場合においては、社会保険庁、都道府県及び社会保険事務所が行っている事務を健康保険組合が行う。  
2. 昭和60年度末現在

### 政府管掌健康保険の適用状況

政府管掌健康保険の適用状況

年 度 末	56	57	58	59	60
事業所数(千所)	885	899	908	916	924
被保険者数(万人)	1,476	1,493	1,512	1,529	1,533
男	945	955	965	975	980
女	531	538	547	553	553
被扶養者数(万人)	1,615	1,657	1,681	1,705	1,721
平均標準報酬月額(円)	179,550	187,299	192,604	204,622	211,054
男	213,013	221,773	227,743	243,074	250,306
女	120,033	126,167	130,657	136,821	141,516

社会保険庁調べ

組管掌健康保険の適用状況

組管掌健康保険の適用状況

年 度 末	56	57	58	59	60
組 合 数	1,688	1,704	1,711	1,722	1,743
被保険者数(万人)	1,172	1,194	1,215	1,240	1,272
男	862	877	891	909	931
女	311	317	324	331	341
被扶養者数(万人)	1,621	1,643	1,647	1,670	1,696
平均標準報酬月額(円)	226,476	237,391	244,135	259,599	269,409
男	257,430	269,731	277,410	296,197	307,472
女	140,581	147,793	152,585	159,148	165,698

厚生省保険局調べ

政府管掌健康保険の医療給付の状況

政府管掌健康保険の医療給付の状況

被保険者又は被扶養者 1,000人当たり診療件数(件)								
年 度	入 院		入 院 外		歯 科		総 数	
	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分
56	158.3	183.8	5,541.1	6,017.8	1,149.3	1,148.6	6,848.7	7,350.2
57	158.9	180.4	5,616.3	5,832.0	1,182.0	1,163.7	6,957.3	7,176.1
58	153.2	126.7	5,410.6	5,020.3	1,175.2	1,087.9	6,739.0	6,234.9
59	147.0	128.1	5,276.7	5,063.5	1,170.3	1,080.3	6,594.0	6,271.9
60	137.0	128.1	5,040.8	4,972.9	1,108.0	1,084.0	6,285.8	6,184.9
診 療 1 件 当 た り 日 数 (日)								
年 度	入 院		入 院 外		歯 科		平 均	
	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分
56	18.0	18.7	3.1	2.7	3.3	2.8	3.5	3.1
57	17.8	18.4	3.1	2.6	3.2	2.7	3.4	3.1
58	17.5	15.5	3.0	2.4	3.2	2.7	3.4	2.7
59	17.1	15.3	2.8	2.4	3.1	2.7	3.2	2.7
60	16.6	15.2	2.6	2.3	3.1	2.7	3.0	2.6
診 療 1 日 当 た り 金 額 (円)								
年 度	入 院		入 院 外		歯 科		平 均	
	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分
56	12,252	9,364	3,419	1,993	4,289	2,413	4,603	3,160
57	12,879	9,764	3,596	2,083	4,489	2,496	4,837	3,310
58	13,195	10,040	3,785	2,050	4,692	2,566	5,052	3,065
59	13,191	10,478	3,660	2,129	4,507	2,665	4,945	3,196
60	13,614	11,328	3,660	2,306	4,362	2,891	4,986	3,487

社会保険庁調べ

(注) 昭和58年2月度以降は、老人保健に係る医療給付を含まない。

組管掌健康保険の医療給付の状況



組合管掌健康保険の医療給付の状況

被保険者又は被扶養者 1,000人当たり診療件数(件)								
年 度	入 院		入 院 外		歯 科		総 数	
	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分
55	97.7	117.8	4,302.0	5,236.1	1,099.4	1,102.8	5,499.0	6,456.7
56	98.1	122.0	4,324.5	5,305.1	1,135.2	1,127.3	5,557.8	6,554.4
57	98.5	120.5	4,358.7	5,163.6	1,167.3	1,148.2	5,624.5	6,432.4
58	98.6	96.9	4,295.1	4,866.5	1,176.7	1,149.0	5,570.5	6,112.4
59	96.4	99.2	4,252.4	4,993.6	1,182.6	1,155.6	5,531.4	6,248.4
診 療 1 件 当 たり 日 数 (日)								
年 度	入 院		入 院 外		歯 科		平 均	
	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分
55	16.3	16.4	2.7	2.5	3.1	2.6	3.0	2.8
56	16.0	16.4	2.7	2.5	3.0	2.6	3.0	2.8
57	15.9	16.1	2.6	2.5	3.0	2.6	2.9	2.7
58	15.6	13.3	2.5	2.3	3.0	2.6	2.9	2.5
59	15.3	13.2	2.4	2.3	3.0	2.6	2.8	2.5
診 療 1 日 当 たり 金 額 (円)								
年 度	入 院		入 院 外		歯 科		平 均	
	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分
55	13,072	9,055	3,460	1,867	4,202	2,298	4,535	2,695
56	13,727	10,277	3,488	1,924	4,454	2,493	4,669	2,927
57	14,519	10,720	3,689	2,009	4,628	2,574	4,923	3,060
58	14,926	11,040	3,882	1,985	4,776	2,622	5,141	2,860
59	14,927	11,515	3,770	2,051	4,564	2,695	5,027	2,964

厚生省保険局調べ

(注) 57, 58年度分には, 老人保健法対象者を含まない。

政府管掌健康保険財政状況

政府管掌健康保険財政状況

(単位：百万円)

年 度	56	57	58	59	60
保 險 料 収 入	2,621,991	2,817,259	2,952,007	3,126,386	3,321,276
一般会計より受入れ	494,756	534,360	560,026	553,630	452,717
日雇拠出金収入	—	—	—	4,106	6,185
雑 収 入	7,261	8,255	9,236	9,361	12,883
収 入 計	3,124,008	3,359,874	3,521,269	3,693,483	3,793,061
保 險 給 付 費	3,033,255	3,234,413	2,891,623	2,833,413	2,765,011
医 療 給 付 費	2,750,147	2,935,536	2,596,046	2,532,892	2,441,577
現 金 給 付 費	283,108	298,877	295,577	300,521	323,434
老人保健拠出金	—	41,957	540,015	538,696	567,835
退職者給付拠出金	—	—	—	84,032	113,236
業務勘定へ繰入れ	11,217	21,466	27,246	31,526	44,986
諸 支 出 金	2,601	938	1,849	1,837	964
支 出 計	3,047,073	3,298,774	3,460,733	3,489,504	3,492,032
収 支 差 引 額	76,935	61,100	60,536	203,979	301,029

社会保険庁調べ

(注) 日雇労働者については、昭和59年10月より健康保険の日雇特例被保険者とされた。

組管管掌健康保険収支状況

組管管掌健康保険収支状況

(単位：百万円)

年 度	55	56	57	58	59
収 入 総 額	2,376,341	2,626,988	2,857,531	3,069,562	3,265,379
保 險 料	2,161,494	2,360,054	2,571,336	2,723,765	2,904,497
国庫負担金及び補助金	5,187	5,444	5,463	5,311	5,394
前年度繰越金	45,822	50,093	49,181	83,023	79,196
積立金より繰入れ	19,154	16,447	15,756	25,253	24,023
その他の収入	144,682	194,950	215,795	232,210	252,269
支 出 総 額	2,200,805	2,367,788	2,560,464	2,750,741	2,900,713
保 險 給 付 費	1,910,147	2,047,183	2,202,648	2,365,099	2,484,288
事 務 費	60,001	66,079	71,019	74,850	80,134
保 健 施 設 費	131,191	145,105	160,572	173,527	191,577
その他の支出	99,466	109,421	126,225	137,265	144,714
収 支 差 引 額	175,535	259,200	297,067	318,821	364,666

健康保険組合連合会調べ

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### VI 医療保障

#### (4) 船員保険

船員保険は海上で働く船員を対象とした総合的社会保険(陸上の被用者を対象とする健康保険,厚生年金保険,雇用保険及び労働者災害補償保険の各制度を包含した機能を有する制度)である。

#### 被保険者数,被扶養者数,船舶所有者数及び平均標準報酬月額の推移

年 度	56	57	58	59	60
被 保 険 者 数 (人)	207,004	202,065	196,317	189,365	179,811
被 扶 養 者 数 (人)	454,533	442,408	435,409	414,171	393,680
船 舶 所 有 者 数 (人)	10,794	10,610	10,280	9,949	9,570
平均標準報酬月額 (円)	243,143	253,777	259,987	275,283	284,295

社会保険庁調べ

#### 船員保険収支状況

##### 船員保険収支状況

(単位:百万円)

年 度	56	57	58	59	60
収 入 総 額	240,357	251,579	256,720	281,115	309,670
保 険 料	174,946	185,318	185,145	187,235	187,146
国庫負担金	34,036	34,714	41,028	49,961	54,987
給 付 費	32,865	33,531	39,800	48,725	53,635
事 務 費	1,171	1,183	1,228	1,236	1,352
利 子	27,869	28,198	28,164	27,182	25,520
積立金より受入	—	—	—	15,000	40,200
その他の収入	3,505	3,349	2,384	1,737	1,817
支 出 総 額	222,391	240,460	256,874	275,604	300,054
保 険 給 付 費	209,810	227,500	233,643	250,162	273,485
疾 病 給 付	79,096	79,137	68,121	64,566	63,161
年 金 給 付	118,503	135,213	151,032	171,041	196,725
失 業 給 付	12,211	13,150	14,490	14,555	13,599
老人保健拠出金	—	1,000	12,129	12,160	11,900
退職者給付拠出金	—	—	—	1,573	1,912
事 務 費	2,439	2,483	2,493	2,548	2,771
福 祉 施 設 費	8,569	8,151	7,297	7,539	8,338
その他の支出	1,572	1,326	1,312	1,622	1,648
収 支 差 引 剰 余 金	17,966	11,119	△154	5,511	9,616
翌年度へ繰越し	1,758	882	162	420	2,091
積立金に繰入れ	16,208	10,237	△316	5,091	7,525

社会保険庁調べ

船員保険の医療給付の状況

船員保険の医療給付の状況

被保険者又は被扶養者 1,000 人当たり診療件数 (件)								
年 度	入 院		入 院 外		歯 科		総 数	
	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分
56	323.2	410.4	4,295.1	11,851.3	987.7	2,177.2	5,605.9	14,439.0
57	320.5	400.2	4,356.1	11,426.1	1,007.0	2,199.9	5,683.6	14,026.2
58	327.0	264.4	4,350.7	9,794.3	1,018.7	2,071.8	5,696.4	12,130.5
59	314.2	265.0	4,232.4	9,786.2	1,019.7	2,053.9	5,566.3	12,105.1
60	315.2	268.1	4,170.6	9,695.0	1,020.5	2,072.6	5,506.3	12,035.7
診 療 1 件 当 たり 日 数 (日)								
年 度	入 院		入 院 外		歯 科		平 均	
	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分
56	20.3	19.4	3.4	2.9	3.1	2.9	4.3	3.3
57	20.2	19.3	3.3	2.8	3.1	2.9	4.2	3.3
58	20.3	16.5	3.2	2.5	3.1	2.8	4.2	2.9
59	20.0	16.4	3.1	2.5	3.1	2.8	4.0	2.8
60	19.6	16.3	2.9	2.4	3.0	2.8	3.9	2.8
診 療 1 日 当 たり 金 額 (円)								
年 度	入 院		入 院 外		歯 科		平 均	
	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分
56	9,690	8,671	3,462	1,906	4,887	2,384	5,334	3,089
57	9,983	9,001	3,647	2,008	5,211	2,486	5,569	3,250
58	10,223	9,492	3,837	1,997	5,398	2,561	5,817	3,028
59	10,214	9,992	3,724	2,064	5,324	2,672	5,763	3,171
60	10,713	10,663	3,773	2,222	5,395	2,932	6,022	3,441

社会保険庁調べ

(注) 昭和58年2月以降は、老人保健に係る医療給付を含まない。